

22.障害者差別解消法について

ご存知ですか？障害者差別解消法 ～平成28年4月から施行されました～

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として定められました。対象は、障害者基本法に定められた障がいのある人すべてで、障害者手帳を持っていない人も含まれます。この法律により、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています。

＜不当な差別的取り扱いとは＞

正当な理由なく、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限すること等をいいます。

＜合理的配慮の不提供とは＞

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があるのに、社会的障壁(※1)を取り除くために必要で合理的な配慮(※2)を行わないことをいいます。

※1 社会的障壁:障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、②制度(利用しにくい制度など)、③慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、④観念(障がいのある人への偏見など)

※2 合理的な配慮(具体例)・車椅子の人が移動する際に手助けをするなど。

障がい者と事業者等の話し合いを通じた相互理解を深め、広めることを目的にしています。自身が要する配慮を相手方に伝え、双方が納得できる妥協点を見つけていく姿勢を大切に、共に障害を起因とする差別のない社会をつくっていきましょう。